

令和5年度第4回東海村高齢者福祉計画推進委員会 議事録

日時		令和5年12月21日（木）午後1時30分～午後3時00分
場所		東海村役場 原子力視察研修室
出席者	委員	薄井委員長，藤澤委員，土屋委員，安田委員，松本委員，今橋委員，青木委員，石丸委員，阿部委員，砂押委員，根本委員，清水委員，舟木委員，菊本委員，岡村委員
	事務局	（地域福祉課）山口課長，木梨課長補佐，ヴァキリ係長，増子主事 （保険課）照沼課長，上田係長，鶴田係長 （総合相談支援課）藤田課長，川上係長 （健康増進課）北崎係長
	策定支援委託先	株式会社アールピーアイ栃木 室井氏，上田氏
議題		(1)第9期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について
内容		
議題(1)-①		○第9期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）における，基本理念について改めて説明。
事務局説明		これまで，基本理念については第8期計画のものを継承しつつ，「互いに助け合い」という文言を追記したもので提案をしてきたが，委員会の中で，東海村は他市町村と比較して高齢化が進んでいないこと，どの施策と繋がるのかが見えづらいといった意見があった。事務局側で検討した結果，そういった委員会での意見を尊重し，次期計画については，第8期計画の理念をそのまま継承することとした。しかしながら，高齢者を取り巻く社会情勢の変化は目まぐるしく，それらに伴う様々な問題は本村にも無関係ではないものとする。国の指針からも更なる「地域包括ケアシステム」の深化が求められているということから，この文言を取り入れたいという思いがあった。第9期計画の理念の文言中には，言葉としては残していないが，この真意が「健やかにいきいきと」に含まれていることをご理解いただきたい。また，第10期計画においては，理念と具体的な事業や施策との結びつき等含め，目指すべき村の理想とする姿像を文言として取り入れられるよう検討したい。 ⇒委員会了承。理念決定。

議題(1)-②	○第 9 期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）における，進行管理（評価）について改めて説明。
事務局説明	前回委員会で，施策レベルで評価することを提案したが，「事業レベルでの評価との違いが分からない」，「事業の評価が全て A であれば施策の評価も A なのでは」等の意見があった。それらの意見を踏まえ再度事務局で検討し，評価については第 8 期と同様に事業レベルでの評価とし，施策レベルも含め，計画最終年度に計画全体の評価を行うこととした。なお，重点を施策レベルにおくことについては前回委員会で説明したものから変更せず，重点とした施策に紐づく事業を重点項目とする。 ⇒委員会了承。
議題(1)-③ 事務局説明	○その他，前回提示した計画素案の修正箇所（文言等）のうち主だったものについて説明。前回の素案から修正した箇所は赤字にしている。
質問・意見等	・ 超高齢者社会ではなく超高齢社会ではないか。 ⇒超高齢社会に修正。 ・ SDGs のページで示されている，「高齢者福祉における考え方」は何かによって示されているものか。 ⇒様々なものを参考に，村の考え方として事務局で作成したもの。 ・ 目標 10 に「全ての高齢者が，平等に社会保障サービスを受けられるように支援していくことが必要」とあるが，「社会保障サービス」というのは多くの場合，法律に定められているもので，誰にでも適用されるものではない。「平等に」や「（行政が）支援していく」という言葉により過大な期待を与えてしまわないか不安に感じる。 ・ 目標 8 の「働きがいも経済成長も」について，働きがいについては読み取れるが，経済成長については読み取れない。2 つでセットだと思うが掲載していいのか。 ・ 目標 11「住み続けられるまちづくりを」について，交通と災害について記載されているが，住まいそのものについては触れなくていいのか。 ・ そもそも SDGs については言ってしまうと流行りであり，本当に必要なのかとは思ふ。 ⇒SDGs については上位計画である総合計画でも掲げており，今計画においても第 8 期を踏襲して載せている。各目標の目指す内容全てに合わなくても，関係する内容があるものを拾い上げている。目標 10 についても，「取りこぼしのないように」という意図であったが，異なる読み取り方もあることが分かった。いただいた意見をもとに，書き方を再度精査する。

・該当する施策とか事業を入れた方が伝わりやすいのではないか。

⇒関連する事業名を入れる等工夫したい。

・包括／ケアマネ等の表記は、省略してしまうと分かりづらいのではないか。

⇒省略せず、地域包括支援センター／ケアマネジャー等の表記に修正する。

・全体的に文字が多くどこに何が書かれているのか読みづらい。

議題(1)–④

○第 9 期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）第 4 章 「施策の展開」
施策目標 1・2（新規事業含む）について説明。基本的には第 8 期を踏襲しているため、新規事業のみ説明。前回委員会にて説明した新規事業については割愛。

事務局説明

・2-1-1-②認知症総合支援体制の推進

認知症総合支援推進会議のことである。医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を推進していくために、地域包括ケアシステム推進全体会議を設置している。この全体会議の下部会議に、認知症総合支援推進会議という会議体があり、認知症施策全般について協議している。これまでも会議自体は開催していたものの第 8 期計画では掲載していなかったが、第 9 期計画においては地域包括ケアの推進及び、より一層の認知症施策展開のため、新規事業として追加した。

・2-2-1-②「移動支援」についての対策協議

これまで生活支援体制整備事業においては、地域の様々な課題について協議しており、中でも高齢者の足問題に着眼し、本村における現状や実現可能な取組について協議してきた。また、役場内においても移動問題に携わる関係所管課が参集し現状の課題等を協議する場が持たれている。以前からの取組ではあるが、第 9 期においては目に見える形として追加した。

・2-5-2-①高齢者施設等への支援

主に厚生労働省からの感染症に関する情報を、ICT ツール等を活用し、施設に提供していく。また、感染拡大時には必要に応じて物品等の支援を検討する。

・2-5-2-②高齢者の感染及び重症化予防への支援

高齢者を対象に、予防接種の費用を助成することで、感染症の拡大及び重症化予防を支援するもので、肺炎球菌ワクチン予防接種及びインフルエンザ予防接種の費用助成を挙げている。以前から継続して行っている事業ではあるが、第 9 期計画で新たに設けた「施策 2-5-2 高齢者の災害対策等への支援」に当てはまる事業ということで今回追加した。

・2-6-1-①ケアマネジャー資格取得支援事業

東海村内で勤務しているケアマネジャーの新規・更新の際の資格取得費用を助成するもの。高齢者にとって重要な存在であるケアマネジャーの高齢化や不足により、ケアマネジャーの確保が困難となっていることや、資格更新等の費用約6万円が個人の負担となっていること、処遇改善に居宅介護支援事業所が該当していないことなど課題があることから本事業を検討した。3月議会で予算が可決されれば、令和6年度から開始する。

・2-6-2-①介護サービス事業所総合支援強化事業

介護サービス事業所への支援を総合的に行うもの。村内の事業所から、内部研修会の実施に手間がかかることや、仕事を調整して県の研修会で水戸市まで行くことが困難である等の声があり、令和5年度に村内介護サービス事業所を対象とした合同研修会を試験的に実施したところ、参加者全員から肯定的な意見があったことから第9期から新規事業として追加することとした。また合同研修会だけではなく、ヒアリング等を行い必要な支援をしていく。こちらも3月議会で予算が可決されれば、令和6年度から開始する。

・2-6-2-②医療機関・介護サービス事業所相互理解推進事業

背景として、医療機関と介護サービス事業所の間で、お互いの仕事の範囲がよくわかっていないという声があった。介護サービス事業所間でも同様の声があり、令和5年度に試験的に情報交換の場を設けている。まずは同様のサービス間で、そこから医療機関を含めた異なるサービス間に輪を広げ、相互理解のための会議体を構築していく。

質問・意見等

・2-6-1-①, 2-6-2-①について、予算がつかなかった場合はどうなるか。

⇒資金面での支援はできないが、他の面における支援を模索する。

施策目標1・2については委員会にて了承とする。

議題(1)-⑤

○第9期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）第4章「施策の展開」
施策目標3について説明。

・3-1 介護サービス等の見込みと確保

国提供の地域包括ケア見える化システムを使い推計している。地域密着型サービスにおける第9期計画期間内の整備計画については12月14日開催の地域密着型サー

	ビス運営部会において設定されたもの。地域密着型サービスを始め、各サービスの見込み量を示しているが、全体的に第 8 期より第 9 期の方が増加傾向にある。また、村内における地域支援事業の構成も示している。 ・ 3-2 介護保険事業費と保険料の算定 サービスの見込み量を元に、給付費の額を推計している。推計を基に、保険料を算定し、お示しする。(現在は空欄になっている) ・ 3-3 給付の適正化と円滑な事業運営 これまで主要 5 事業を実施していたが、効果が見込みづらい「介護給付費通知」を主要事業から除き、「住宅改修等の点検」を「ケアプランの点検」に統合し、全 3 つの事業（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③医療情報との突合・縦覧点検）を展開する。
質問・意見等	・ 介護保険料の算定はいつ頃成立するのか。 ⇒例年 1 月～2 月頃になる。 ・ 地域密着サービスの整備計画について、「認知症対応型共同生活介護 54 人分（6 ユニット）」となっているが、1 ユニットあたり 5～9 人と幅があるので「概ね 6 ユニット」としてはいかがか。 ⇒そのように修正する。
全体を通しての 質問・意見等	・ 黄色等の背景色に白抜き文字は見づらく感じる。 ・ 優しい色合いを使うといいのではないか。 ※デザイン面で意見が割れた個所についてはこの場で議論せず、事務局で検討とする。
その他	・ 事務局からの伝達事項 今後の予定としては、1 月 9 日～2 月 8 日の間で意見公募を実施し、3 月の庁議にかける。第 5 回委員会については、令和 6 年 2 月 15 日（木）を予定しており、時間については追って連絡する。 ・ 次回以降の開催時間について 昼間と夜どちらが良いか議論したが、双方の意見あり。事務局と委員長で後日調整とする。

以上